

表 2 - 2 (3) 事業の計画段階に応じた環境保全措置の例 (海域)

事業の計画段階	環境影響要因		環境保全措置 (代償措置を除く)
存在 立地・配置 規模・構造 施設・設備 など	地形改変	埋立地又は干拓地の存在	重要な類型(場所)への立地を避ける。 海生生物生息空間の消滅面積を最小限にする。 地形変化に伴う流動・波浪・水質分布等の変化を最小限にする。
	工作物の存在	堤防・防波堤・橋梁(橋脚)等の存在	重要な類型(場所)への立地を避ける。 海生生物生息空間の消滅面積を最小限にする。 構造物の存在に伴う流動・波浪・水質分布等の変化を最小限にする。 堤防等の構造物を生物がすみやすい構造・材質とする。
		河川放水路の存在	重要な類型(場所)への立地を避ける。 停滞水域が生じ難い位置・構造等とする。
		堰の存在	重要な類型(場所)への立地を避ける。 生物の回遊路を遮断しない構造とする。
	用水取放水路の存在		流路の距離を最小限にする。
供用	自動車・鉄道・航空機・船舶の運行		運行量、速度を抑制する。防音壁を設置する。 ディーゼル車を抑制し、低公害車等の利用を図る。
施設の稼働 管理・運営 など	工場・事業場等の稼働	ダム・堰の供用	生物の回遊に影響の少ない運用を工夫する。 河川流量、土砂供給量等の変化が少ない運用を工夫する。
		河川放水路の供用	停滞水域が生じ難い運用を工夫する。 水質(特に塩分)変化が生じ難い運用を工夫する。
		発電所の稼働(温排水)	水温の上昇、拡散範囲を抑制する。取放水量を抑制する。 取放水の流速を抑制する。
	廃棄物の処分	廃棄物の埋立	廃棄物の発生を抑制し、再利用を図る。 埋立材に有害物質の問題がないことを事前に確認する。
		浸出水処理施設の稼働	埋立材に有害物質の問題がないことを事前に確認する。
	付属施設(休憩所等)の稼働(夜間照明)		照明の数・高さ・照度・点灯時間を抑制する。 海側への照明を避ける。
	付属施設(休憩所等)の排水		適切な排水処理施設を設置する。 水使用量を抑制し、再利用を図る。
	用水取放水路の稼働		用水使用量を抑制する。取放水速度を抑制する。 水路内に停滞水が生じない運用を工夫する。
	地下水利用		地下水使用量を抑制し、再利用を図る。
	河川水利用		河川水使用量を抑制し、再利用を図る。 河川流量、土砂供給量等の変化が少ない運用を工夫する。
造成工事 建築工事 など	資材等の運搬	車両・船舶の運行	運行量、速度を抑制する。防音壁を設置する。 ディーゼル車を抑制し、低公害車等の利用を図る。
		施工ヤード、大規模な資材置き場の設置	
	建設機械(重機)等の稼働		稼働台数、稼働時間を抑制する。防音壁・防塵壁を設置する。 低騒音・低振動型の機械を利用する。
	掘削等の土工	埋立・干拓、掘削、切土、盛土等	工法を工夫して濁りの発生を抑制する。 仮設沈殿地、汚濁防止膜等を設置し、濁りの拡散を抑制する。
		地盤改良剤の使用	工法を工夫し、改良材の使用を抑制する。 危険性のある改良材は使用しない。
	樹木の伐開、除根等		既存の樹木は極力温存する。 土砂流出防止、濁水発生防止等の対策を図る。
	工作物の設置	堰・護岸、堤防・防波堤、最終処分場外郭等の設置工事	濁り、コンクリートあくの発生・流出を防止する。
	仮設工作物の設置	工事用道路の設置・拡幅、施工設備の設置、既存施設の解体・除去	粉じん・雨水排水(濁水)の発生を抑制する。 濁水の浸透設備・沈殿池等を仮設する。
			工法を工夫して濁りの発生を抑制する。 仮設沈殿地、汚濁防止膜等を設置し、濁りの拡散を抑制する。 浚渫土砂に有害物質のないことを事前に確認する。
	浚渫工事		工法を工夫して濁りの発生を抑制する。 仮設沈殿地、汚濁防止膜等を設置し、濁りの拡散を抑制する。 浚渫土砂に有害物質のないことを事前に確認する。
	有害物質の使用		工法を工夫し、有害物質の使用を抑制する。 有害物質の流出を防止する。
	夜間照明		照明の数・高さ・照度・点灯時間を抑制する。 海側への照明を避ける。

注：表には一般的に考えられる事項を示してり、これらがすべてではない。